



小沢氏、強制起訴へ

検審が2回目議決

陸山会報告書 虚偽記入事件 規正法違反の罪で



小沢一郎氏

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件で、東京第5検察審査会は4日、2004～05年分の政治資金規正法違反容疑

で告発され、東京地検特捜部が不起訴とした小沢一郎民主党元幹事長(68)を強制起訴すべきだと議決した、と公表した。議決は9月14日付。

第5検察審査会の議決は、審査員11人の全員一致で「起訴相当」とした4月以来2回目。東京地裁指定の検察官役の弁護士が規正法違反罪で起訴する手続きに入る。小沢氏の刑事責任が法廷で争われることになった。



第5検察審査会は7月末で審査員全員が任期を終えて入れ替わり、法的助言をする補助員の弁護士も代わっていた。強制起訴すべきだとの議決には起訴相当と同じく、11人中8人の多数が必要。07年分については第1検察審査会が7月に「不起訴不当」と議決。再捜査を求められた特捜部は9月、再び不起訴としたことから、04～05年分を

民主党の小沢元幹事長について、強制起訴すべきだとの議決結果を張り出す検察審査会の関係者。4日午後、東京・霞が関

検察審査会の議決

検察官の不起訴処分に対し、事件の告訴・告発者らの申し立てを受け、11人の審査員が捜査資料を使って非公開で審査。過半数(6人)以上が不起訴を妥当と判断すれば「不起訴相当」、不当と判断すれば「不起訴不当」、8人以上が「起訴すべきだ」と判断すれば「起訴相当」を議決。起訴相当の議決後、検察官が再び不起訴処分をしたり、3カ月以内に処分を決めたりしない場合は再審査を開始。再び8人以上が起訴すべきだと判断すれば「起訴議決」、裁判所指定の弁護士が強制起訴する。

審査対象とした第5検察審査会の2回目の議決が焦点だった。

特捜部は2月、陸山会の土地購入費に充てられたとされる小沢氏からの借入金4億円を04年分報告書に、返済金4億円を07年分報告書に記入しなかったなどとして、衆院議員石川知裕被告(37)ら元秘書3人を起訴。小沢氏は嫌疑不十分で不起訴とした。